

愛媛労働局発表

平成 27 年 8 月 27 日

[照会先]

【担当】

愛媛労働局労働基準部 健康安全課

健康安全課長 荒瀬 雅夫

主任衛生専門官 大西 健一

電話 089-935-5204 (内線 470)

報道関係者 各位

## 10月1日から7日まで平成27年度全国労働衛生週間が実施されます

(準備期間は9月1日から30日まで)

本年度のスローガンは、

**「職場発！ 心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場」**

- 厚生労働省では、10月1日(木)から7日(水)まで、「職場発！ 心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場」をスローガンに、平成27年度「全国労働衛生週間」を実施します。
- 全国労働衛生週間は、労働衛生意識の高揚と事業場における自主的な労働衛生管理活動の促進を目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で66回目を迎えます。
- 各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。

### 1 労働衛生を取り巻く状況

労働者の健康を巡る問題を見ると、定期健康診断の際に何らかの所見のあった人の比率(有所見率)は、平成26年は、全国で53.2%、愛媛では50.0%となっており、所見項目別では、高齢化社会の進展等から、高血圧、心疾患、肝機能障害、糖尿病等の生活習慣病に関連する有所見率が高くなっています。

また、平成26年度の労災補償支給決定(業務上認定)件数は、「過労死」など、脳・心臓疾患に関する事案が全国で277件、愛媛で1件、精神障害事案が全国で497件、愛媛で2件となっており、うち自殺事案は全国で99件、愛媛では0件となっています。

さらに、警察庁発表による自殺者数は、平成26年は、愛媛県において314人で、その約4分の1(23.2%)は被雇用者となっています。このような状況から職場におけるメンタルヘルス対策の重要性はますます増大しているところです。

このため、労働者の健康確保対策として、昨年公布された改正労働安全衛生法において、ストレスチェック制度によるメンタルヘルス対策、化学物質のリスクアセスメントの実施による化学物質管理対策、受動喫煙防止対策等が推進されることとなり、さらに平成26年11月に施行された過労死等防止対策推進法に基づき、過労死等の防止のための対策を取りまとめた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が本年7月24日に定められたところです。

本年の全国労働衛生週間は、これらの背景を踏襲し「職場発！心と体の健康チェックはじまる 広がる 健康職場」をスローガンとして実施されるものです。

なお、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」のロードマップにおいては「健診受診率の向上」が目標として掲げられており、全国労働衛生週間準備期間である9月は「職場の健康診断実施強化月間」としての取組みも行うこととしています。

## 2 実施期間

本週間 平成27年10月1日（木）から10月7日（水）まで

準備期間 平成27年9月1日（火）から9月30日（水）まで

## 3 実施要綱

別添のとおり

## 4 期間中に行う取組み

- (1) 愛媛労働局管内の各労働基準監督署では、準備期間中の9月に県下6会場で開催される「全国労働衛生週間説明会」([イベント案内参照](#))において、全国労働衛生週間実施要綱のほか、健康診断の実施とその事後措置の徹底など働く人の健康確保対策についての説明を行います。また、この説明会では、愛媛産業保健総合支援センターの産業保健相談員等により、12月1日から施行されるストレスチェック制度に係る講演などが行われ、労働者の健康確保対策の取組を支援します。
- (2) 本週間中の平成27年10月2日（金）午前11時から松山市総合コミュニティセンター2階会議室において、安全衛生成績優良事業場や功績のあった個人等の表彰を行います。（詳細は別途発表します。）併せて、同日の午後1時30分から松山市総合コミュニティセンターカメラホールにおいて愛媛産業安全衛生大会が開催されます。
- (3) 愛媛労働局では、産業保健分野全般について研修・専門的相談等の事業を行っている独立行政法人労働者健康福祉機構・愛媛産業保健総合支援センター及び地域窓口を積極的に活用し、各事業場においてメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策の推進等を含む日常の労働衛生活動の総点検を行うなど、労働衛生水準の向上を図る取組みを行うよう呼びかけています。

\*

○ 独立行政法人労働者健康福祉機構・愛媛産業保健総合支援センター

所在地：松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル2階

電話 089-915-1911 <http://ehime-sanpo.jp>

愛媛産業保健総合支援センターでは、産業医、産業看護職、衛生管理者等の産業保健関係者を支援するとともに、事業主等に対し職場の健康管理への啓発を行うことを目的として、産業保健分野全般について研修・専門的相談等の事業、働く人の心の健康対策に取り組む事業場のために、メンタルヘルス対策全般についての無料相談や、事業場の依頼により直接訪問して、メンタルヘルス対策の実施について専門家がアドバイスをを行っています。

また、松山・新居浜・四国中央・今治・八幡浜・宇和島に地域窓口を設け、労働者数50人未満の小規模事業場で働く人を対象として、労働安全衛生法に定められている健康診断の結果に対する医師の意見聴取、有所見者の保健指導、メンタルヘルスの相談・指導、長時間労働者への面接指導などのサービスを無料で実施しています。

【主な取組】

署別	労働衛生週間における主な取組み
局	安全衛生に係る表彰（10月2日）
松山署	実施要綱説明会
新居浜署	実施要綱説明会、港湾関係・鉄工業関係団体のパトロール
今治署	実施要綱説明会、造船関係団体パトロール、愛媛労働基準協会今治支部安全衛生部会
八幡浜署	実施要綱説明会、建設関係パトロール
宇和島署	実施要綱説明会

別添1 平成27年度全国労働衛生週間実施要項

別添2 「職場の健康診断強化月間」の取組みについて

資料 全国労働衛生週間関係統計資料

【リーフレット】

第66回全国労働衛生週間

2015年12月からストレスチェックの実施が義務となります。

## 平成27年度全国労働衛生週間実施要綱

### 1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第66回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康を巡る問題を見ると、平成26年の精神障害の労災支給決定件数が497人(過去最多)、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が277人となっていること、勤務問題を原因・動機の一つとしている自殺者が約2,200人いること、近年我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていることなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は重要な課題となっている。

また、業務上疾病の被災者は長期的には減少しているが、平成26年は前年から105人増加して7,415人となった。疾病別では腰痛が186人増加して4,624人となり、その業種別では社会福祉施設が最も多く、製造業、商業でも増加している。

さらに、化学物質による疾病は溶剤、薬品等による薬傷・やけど等が多く、また、特別規則で規制されていない化学物質を原因とする労災事案の発生等の新たな問題も生じている。

このような状況を踏まえ、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法により、①ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策、②表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理、③職場における受動喫煙防止対策等を推進し、業務上疾病の発生を未然防止するための仕組みを充実させることとしている。

また、平成26年11月に施行された過労死等防止対策推進法に基づき、平成27年7月には、過労死等の防止のための対策等を取りまとめた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を定める予定となっている。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「職場発！ 心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

### 2. スローガン

「職場発！ 心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場」

### 3. 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

#### 4. 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

#### 5. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

#### 6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

#### 7. 実施者

各事業場

#### 8. 主唱者、協賛者の実施事項

10(2)の①重点事項も踏まえ、以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) 改正労働安全衛生法を周知する。
- (6) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

#### 9. 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

#### 10. 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項
  - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
  - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
  - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰

エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

## (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

### ① 重点事項

#### ア 改正労働安全衛生法に関する事項

(ア) 平成 27 年 12 月 1 日に施行される改正労働安全衛生法に基づく、ストレスチェック制度に係る取組への準備

(イ) 平成 28 年 6 月に施行される改正労働安全衛生法に基づく、一定の危険・有害な化学物質（SDS 交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの実施に向けた環境整備

- a. 化学物質の取扱状況と安全データシート（SDS）の入手状況の確認
- b. 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際の SDS の交付状況の確認
- c. 過去に実施した化学物質に係るリスクアセスメントの結果の確認又は過去に実施したことがない若しくは実施結果を確認できなかった場合のリスクアセスメントの実施

(ウ) 平成 27 年 6 月 1 日に施行された改正労働安全衛生法を踏まえた、職場における受動喫煙防止対策の推進

- a. 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
- b. 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
- c. 支援制度（専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用

#### イ その他の重点事項

(ア) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進

- a. 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
- b. 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c. 4 つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供

- d. 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- e. 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組の実施
- f. 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (イ) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
  - a. 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
  - b. 健康管理体制の整備、健康診断の実施等
  - c. 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施
  - d. 小規模事業場における面接指導実施に当たっての産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (ウ) 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
 

腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）に係る以下の対策の推進

  - a. リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
  - b. 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む）の実施
  - c. 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の普及の推進
- (エ) 溶剤、薬品等による薬傷・やけど等の防止
  - a. 化学物質の飛沫等のばく露のおそれがある作業における保護眼鏡の着用の徹底
  - b. 不浸透性の保護手袋、保護衣等、適切な保護具の選定・着用の徹底

## ② 労働衛生3管理の推進等

- ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
  - (ア) 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
  - (イ) 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
  - (ウ) 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
  - (エ) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
  - (オ) 現場管理者の職務権限の確立
  - (カ) 労働衛生管理に関する規程の点検、整備・充実
- イ 作業環境管理の推進
  - (ア) 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及び

その結果に基づく作業環境の改善

- (イ) 局所排気装置等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
- (ウ) 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

ウ 作業管理の推進

- (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- (イ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- (ウ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

エ 健康管理の推進

「職場の健康診断実施強化月間」として、以下の事項を重点的に実施

- (ア) 健康診断の実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
  - (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
  - (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
  - (エ) 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

オ 労働衛生教育の推進

- (ア) 雇入時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- (イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

カ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施

キ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進

ク 労働者の治療と職業生活の両立等の支援に係る取組の促進

ケ 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進

### ③ 作業の特性に応じた事項

ア 粉じん障害防止対策の徹底

- (ア) 第8次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」としての次の事項を重点とした取組の推進
  - a. アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
  - b. 金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策
  - c. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
  - d. 離職後の健康管理

- (イ) 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

イ 熱中症予防対策の徹底



(ア) 暑さ指数（WBGT値）が基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避

(イ) 自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取

ウ 電離放射線障害防止対策の徹底

エ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底

オ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底

カ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進

キ 化学物質中毒対策等の徹底

(ア) 化学物質を製造・使用する事業場における漏えい・ばく露防止措置の徹底

(イ) 有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底

(ウ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気の徹底

ク 石綿障害予防対策の徹底

(ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底

(イ) 吹き付け石綿又は石綿含有断熱材等の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底

(ウ) 石綿製品の全面禁止の徹底

(エ) 離職後の健康管理の推進

ケ 酸素欠乏症等の防止対策の推進

(ア) 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底

(イ) 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

#### ④ 東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進

ア 建築物等の解体作業、がれき処理作業や津波で打ち上げられた船舶の解体における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底

イ 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底

ウ 平成24年8月10日付け基発0810第1号に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

(別添2)

「職場の健康診断強化月間」の取組について

1 事業場に対する集団指導、個別指導等について

(1) 対象事業場

- ア 強化月間中に実施を予定している安全衛生関係に係る全ての集団指導の対象事業場
- イ 強化月間中に実施を予定している全ての個別指導の対象事業場

(2) 指導等の重点事項

指導等に当たっては、以下の事項を重点的に行うこと。

- ア 健康診断の実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
- イ 健康診断結果の記録の保存の徹底
- ウ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- エ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- オ 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(3) 指導等を実施する上での留意点

- ア 安全分野に限った内容を予定としているものも含め、安全衛生に係る全ての集団指導、個別指導等を対象とすること。

なお、指導等の対象事業場の選定に当たっては、小規模事業場における定期健康診断実施率が低いという統計調査結果があることを考慮すること。

- イ (2)のア、イ及びウの事項を指導する際には、各事業場における健康診断及び事後措置等の実施状況を確認し、必要な指導を行うこと。

特に派遣労働者については、派遣労働者以外の労働者と異なり、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、当該事業場に指導等を行う場合には、以下の事項に留意すること。

- (ア) 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認し、必要な指導を行うこと。
- (イ) 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認し、必要な指導を行うこと。
- (ウ) 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置の実施については、派遣元事業場とその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行うよう指導する

こと。

ウ (2) のエについては、平成 24 年 5 月 9 日付け基発 0509 第 7 号「特定健康診査等の実施に関する再協力依頼について」に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査に関する記録の提供の義務について周知に努めること。

エ (2) のオについては、産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）において、産業医の選任義務のない小規模事業場を対象として、健康診断結果に基づく医師からの意見聴取、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じて、その活用の勧奨等も行うこと。

## 2 事業場に対する周知について

1 の取組のほか、以下のように様々な機会を活用し、健康診断及び事後措置の実施に係る周知や指導等を行うこと。

- (1) 局署の窓口において、事業者の来訪等あらゆる機会を捉え、周知を行うこと。
- (2) 産業保健活動総合支援事業において事業場に対する支援を行う際に、事業者に対する周知を行うよう、産業保健総合支援センターに協力を求めるなどの連携に努めること。
- (3) 労働災害防止団体や、労使関係団体及び自治体等に協力を要請し、事業者等への周知啓発を推進すること。

## 全国労働衛生週間関係統計資料

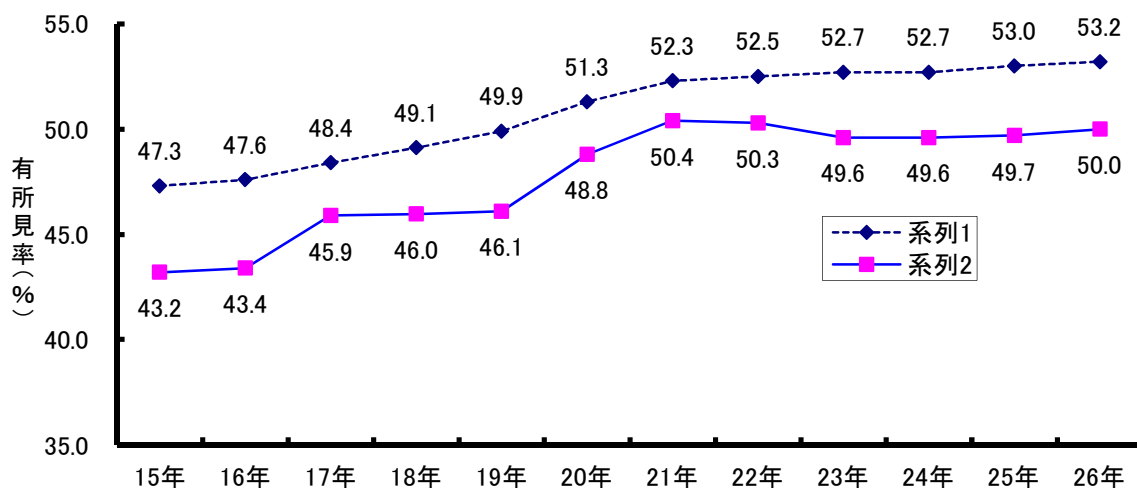
愛媛労働局労働基準部健康安全課

## (1) 傷病分類別年別業務上疾病発生状況 (愛媛)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
負傷に起因する疾病	58 (53)	59 (53)	52(44)	27(22)	49(48)
物理的因子による疾病	7	20	7	12	3
うち異常温度条件による疾病	6	20	7	11	3
作業態様に起因する疾病	3(3)	3(2)	8(4)	15(13)	11(10)
酸素欠乏症	0	0	0	0	0
化学物質による疾病(がんを除く)	2	1	2	4	1
じん肺及びじん肺合併症	10	7	1	0	0
がん	0	0	0	0	0
その他の疾病	0	2	0	2	2
合 計	80 (56)	92 (55)	70(48)	60(35)	66(58)

( ) 内は腰痛 (内数)

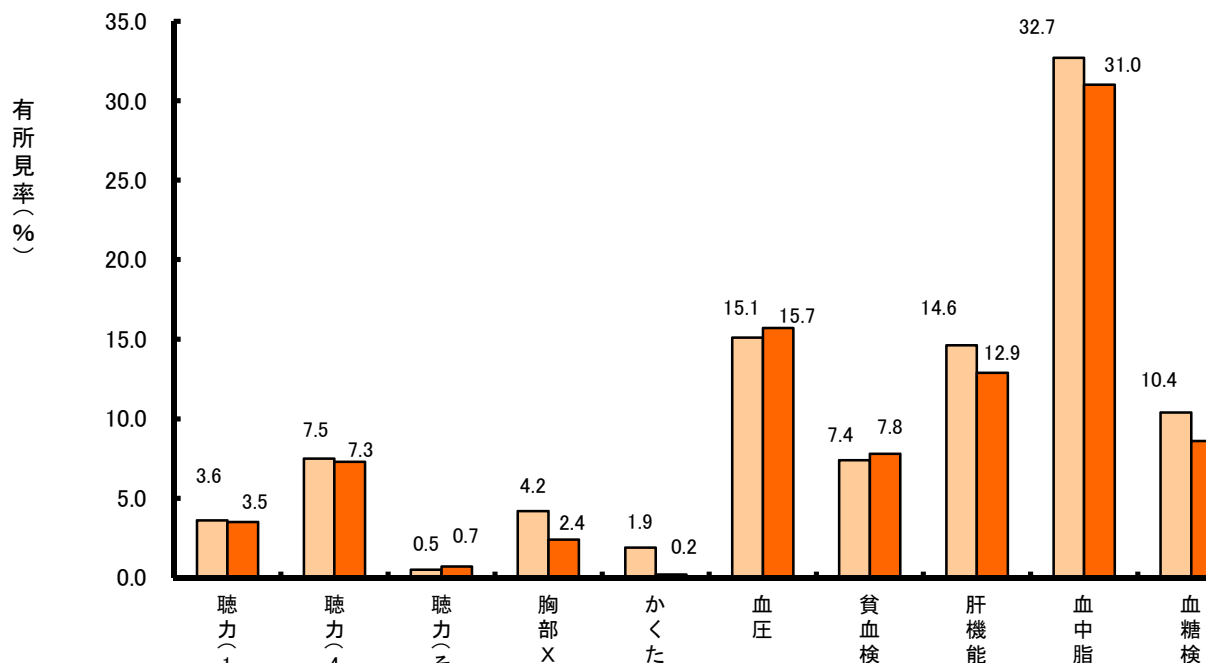
## (2) 定期健康診断実施結果の推移 (有所見率の推移)



注：定期健康診断結果報告（労働者 50 人以上の規模の事業場に適用）に基づく値

有所見率とは、健診項目のいずれかが有所見であった者（他覚所見のみを除く）の人数を受診者数で除した値

(3) 定期健康診断結果報告による項目別有所見率（平成 26 年）



(4) 「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（過労死）等事案」及び「精神障害」の業務上認定状況（件）

項目		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
愛媛	脳・心臓疾患	3	7	4	7	1
	精神障害等	3	2	7	4	2
	うち自殺(未遂を含む)	1	0	2	3	0
	合計	6	9	11	11	3
全国	脳・心臓疾患	285	310	338	306	277
	精神障害等	308	325	475	436	497
	うち自殺(未遂を含む)	65	66	93	63	99
	合計	593	635	813	742	774

(5) 自殺による死亡数・死亡率（人口10万対）の年次推移

年	愛媛		全国	
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
平成17年	371人	25.4	30,553人	24.2
平成18年	385人	26.5	29,921人	23.7
平成19年	392人	27.1	30,827人	24.4
平成20年	368人	25.6	30,229人	24.0
平成21年	332人	23.2	30,707人	24.4
平成22年	299人	21.0	29,554人	23.4
平成23年	305人	21.5	28,896人	22.9
平成24年	290人	20.6	26,433人	21.0
平成25年	316人	22.6	26,063人	20.7
平成26年	284人	20.5	24,398人	19.7

資料：厚生労働省「人口動態統計」による。平成26年は概数（未確定）

(6) 自殺者の概要

① 自殺者数の推移（人）

年	愛媛			全国		
	男	女	合計	男	女	合計
平成22年	240	101	341	22,283	9,407	31,690
平成23年	244	125	369	20,955	9,696	30,651
平成24年	238	99	337	19,273	8,585	27,858
平成25年	235	102	337	18,787	8,496	27,283
平成26年	211	103	314	17,386	8,041	25,427

② 平成26年中の自殺者の状況（人）（愛媛県内）

職業別	自営業・ 家族従 業者	被雇用 者・勤め 人	無職							不詳	合計
				学生・生 徒等	無職者	主婦	失業者	年金・雇 用保険 等生活 者	その他 の無職 者		
自殺者数	22	73	216	11	205	27	17	79	81	3	314
構成比	7.0%	23.2%	68.8%	3.5%	65.3%	8.6%	5.4%	25.2%	25.8%	1.0%	
原因・ 動機別	家庭 問題	健康 問題	経済・生 活問題	勤務 問題	男女 問題	学校 問題	その他	合計 (遺書等から原因・動機が明らかに推 定できる自殺者について、原因・動機 を3つまで計上可能としているため、原 因・動機別の和と原因・動機等特定者 数とは一致しない。)			
自殺者数	34	128	35	18	14	4	19	252			
構成比	13.5%	50.8%	13.9%	7.1%	5.6%	1.6%	7.5%				

資料：警察庁「平成26年中における自殺の状況」による。